大日本蠶絲會報告

第二回

大日本蠶絲會

明治廿五年五月

（非賣品）

大日本蠶絲會報告第二回目次

●論　說　　名譽會員　前田正名

○大日本蠶絲會の創設を祝す（第一回大集會演說）　　贊成會員　練木喜三

○注意（集會演說）　　贊成會員　白井光太郎

○桑樹縮葉病の說　　理學士

●講　義

○蠶体解剖論（承前）　　〔贊成會員〕　佐々木忠二郎

○養蠶術（承前）　　〔理學博士〕　松永伍作

●統　計

○自明治十六年至仝廿一年全國蠶種產額

●問　答

○竹藪を桑園となす丈就て○養蠶に綿帳を使用する件（以上答）○火力育と清涼育の蠶種に就て

○温暖地方と寒冷地方の蠶種の得失○清冷法にて高温育の蠶種を飼育するは如何（以上答）

●雜　報

○桑樹病蟲撲滅法○農務局假試驗場蠶事部試驗の要領○伊太利養蠶家の會議○蠶業院廳法案○

野野平右衛門氏の雨温桑乾燥器械○蠶況如何（二月三十日の報）

●本會記事

○第一回大集會要錄○寄附金及物品目錄○會員請件

大日本蠶絲會規則

第壹章　總則

第一條　本會ハ大日本蠶絲會ト稱ス

第二條　本會ハ本邦蠶絲業ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ蠶絲業ニ關スル學術及技藝ニ達シ又ハ實業ニ從事スルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第四條　本會ハ第二條ノ目的ヲ達センカ爲メ東京ニ事務所ヲ設置シ左ノ事項ヲ取扱フモノトス

第一項　蠶絲業ニ關スル諸般ノ調査ヲナシ又ハ會員ノ質問ニ應答スルコト

第二項　毎月報告書ヲ發行シ蠶絲業ニ關スル學理實業上ノ論說及會員ノ通信時事ノ狀況等ヲ掲載シテ會員ニ頒布スルコト

第三項　蠶絲業ニ關スル技術者講師招聘ノ紹介ヲナス事

第四項　蠶絲業ニ關シ特ニ有益ト認ムル書籍ヲ印刷又ハ著述飜譯ノ會員ニ頒布スル事

第二章　會員

第五條　本會ノ會員ヲ分テ名譽會員贊成會員特別會員及通常會員ノ四種トス

名譽會員ハ蠶絲業ニ對シ偉大ノ効績若クハ名望アル人ヲ特ニ本會ヨリ請待スルモノトス

但本會ノ議事ニ關セサルモノトス

第七條　贊成會員ハ本會ノ趣旨ヲ贊成シ學術若クハ技藝ニ達シタル人ヲ請招スルモノニシテ本會ノ議事ニ關セサルモノトス

第八條　特別會員ハ會費トシテ一ケ年金壹圓二拾錢ヲ出スモノニシテ本會ノ議事ニ參與スルモノトス

第九條　通常會員ハ會費トシテ一ケ年金七十二錢ヲ出スモノニシテ本會ノ議事ニ關セザルモノトス

第三章　役員

第十條　本會ハ事務ヲ處辨スル爲メ左ノ役員ヲ置ク

會頭　一名　副會頭　一名　幹事　三名

評議員　六名　書記不定員

第十一條　會頭及副會頭ハ名譽會員ノ中ヨリ推擧シ幹事評議員ハ贊成會員及特別會員ヨリ互撰シ書記ハ會頭之ヲ撰任スルモノトス

但幹事評議員ノ任期ハ一ケ年トス書記ハ任期ナシ

第十二條　會頭ハ本會一切ノ事務ヲ總理シ副會頭ハ會頭ヲ補佐シ幹事ハ會頭ノ命ヲ受ケ本

會ノ事務ヲ分擔監督シ評議員ハ本會ノ評議ニ與リ書記ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ總テ本會ノ事務ニ從事ス

但書記ハ相當ノ俸給ヲ給與スルモノトス

第四章　會員

第十三條　會員ヲ分チテ大集會小集會定期會臨時會ノ四種トス

第十四條　大集會ハ毎年早春ニ開設シテ蠶絲業ニ關スル事項ヲ談論シ且ツ本會事務要件ヲ報告スルモノトス

但會日及ビ會場ハ豫メ報告スルモノトス

第十五條　小集會ハ毎年一、三、七、十ノ月第一土曜日正午ニ開會シ宿題ニ對スル事件ヲ陳述シ併セテ蠶絲業ニ關スル談話ヲナスモノトス

但時宜ニヨリ會日ヲ變更スルコトアルベシ

第十六條　定期會ハ特別會員ヲ以テ組成シ毎年大集會ノ後ニ於テ開キ會計収支豫算規則ノ更正役員ノ撰擧等總テ全會ニ關スル重大ノ件ヲ議定スルモノトス

第十七條　會頭ノ意見或ハ特別會員拾名以上ノ申立アルトキハ臨時會ヲ開クコトヲ得

第五章　雜則

第十八條　總テ金員物品等ヲ寄附スルモノアルトキハ永ク本會ノ記錄ニ存スルモノトス

第十九條　本會ノ報告記事法其他集會ノ議決及計決等ハ幹事ニ於テ之ヲ定ノ定期會ノ意見ヲ聞クモノトス

第二十條　會費ハ毎年十二月十五日限リ翌年度分ヲ送付スルモノトス

第廿一條　退會セントスルモノハ其旨幹事ニ屆出ヘシ

但前納シタル會費ハ返付セサルモノトス

第廿二條　總テ會員タルモノ本會ノ名譽ヲ毀損スルカ或ハ本分ノ義務ヲ盡サヾルトキハ除名スヘシ

但前納シタル會費ハ返付セサル者トス

入會ヲ希望セラルヽ人ハ會費ハ郵便爲替ヲ以テ東京府北豐嶋郡淀ノ川村元西ク原大日本蠶絲會吉池慶正宛王子郵便局拂出ニテ御振込被成下度然ラハ次刊ノ大日本蠶絲會報告ニ貴名ヲ掲載領收ノ證トシテ御送付仕ヘク候

大日本蠶絲會報告　第二回

論說

◎大日本蠶絲會の創設を祝す（第一回第二回）

名譽會員　前田正名

私は此名譽會員の一人で御坐りますが此度のお企てに就きましては甚非常に御骨折であつさちうと考へます、まさこれが成つたと云ふことを認めませんは是から成立さなければバからんと思ひます尚此上一層御骨折りあらんことを國家の爲め願ふて御坐ります

扨此蠶絲業のことは我邦四千萬の同胞兄弟に取ていと實に重大なる關係を有して居るものであります、然るに人々のこゝまで關し甚だ冷淡なるは私共日夜憤慨に堪へません併しながら畢竟是れは未だ其本旨なる蠶絲業家の熱心の不足に在ることと想ひま

す就ても向後益々己の信ずる所をあつくして四千萬の人……則我同胞兄弟俗して片時も速く之に關し冷淡なるとなからしむるやうに立到らせらるゝことを願ひます則此會……大日本蠶絲會が我日本の蠶絲業を振起發達せしめらるゝことを希望致します就ては……はいろ〳〵お話しさいこともありますが今日は祝辭に換へるだけのものを一寸認めて參りませーるから夫を朗讀致します

頃日大日本蠶絲會第一回報告書ヲ落手セリ余之ヲ閲シテ一ハ其美舉ヲ喜ビ一ハ又痛嘆ニ堪ヘサルモノアリ維新以來茲ニ二十五星霜我國民ハ宜ク當ニ數百號ノ蠶絲會報告ニ接セサルヘカラス而シテ今ヤ余ノ閲スル所ノモノ題シテ第一回ト云フ我國力ノ進歩果シテ此ノ如ク遲々タルカ佛國ハ蠶絲業ニ於テ一幼兒ニ過キズ而カモ斯業ニ關スル雜誌報告ノ類其種二三ニシテ止マラス先便到著セル佛國蠶絲報告ハ其號數今ヤ千五百三十七號ニ達セリ彼ニ在テハ僅ニ物産ノ一小部分ニ過キザルモノ我ニ於テハ國家ノ命脈ヲ繫ケル一大重要品タリ蠶絲業ノ國家ニ對スル關係其輕重固ヨリ同日ノ談ニアラス而シテ彼我國民ノ注意冷熱此ノ如シ我四千万衆ハ何ヲ以テ國力ヲ富マシ國歩ヲ進メント欲スルカ一國文明ノ路程ハ産業ノ振興ヲ以テ第一着歩トシ而シテ後五歩シ十歩セザルヘカラス我四千万衆ガ經歴シツヽアル順序果シテ此ノ如クナルヲ得ルカ

蠶絲業ハ我國力進歩ノ基礎ニシテ其振興セザルベカラザル人皆之ヲ云フ然レトモ未タ曾テ一定ノ方針ヲ立テヽ之ヲ說クモノアルヲ見ズ偶々身ヲ以テ之ニ當ルモノアルモ一ビ一小蹉跌ニ遇ハンカ世人絶テ其苦心ヲ說カズ却テ之ヲ擯斥シ之ヲ嘲罵スルニ至ル其笑フモノハ如何其罵ルモノハ如何只空ク手ヲ袖ニシテ他ヲ批評スルニ過キス

又其局面ニ當ルノ人ニシテ間々斯業ノ爲メニ方策ヲ建ルモノアルモ些々タル障碍ニ躊躇シテ之ヲ斷行果決スルノ勇ナク心

ニ之ヲ知テ身之ヲ行ハサルモノ滔々皆然リ此ノ如クニシテ斯業ノ發達ヲ望ム彼岸ニ達スル果シテ何レノ日ニ在ルカ

余不肖ナリト雖氏多年産業ノ爲メニ身心ヲ勞セリ則チ蠶絲業ニ於テモ亦多少ノ調査ヲナセルモノアリ今ヤ若シ貿易上ニ於ケル蠶絲業上ニ於ケル其注意ヲ周到綿密ナラシメハ別ニ産額ヲ增加セサルモ殆ト一千万圓内外ノ剩利ヲ增收シ得ベキ方策歷トシテコレアリ是レ決シテ余ノ一家言ニアラス曾テ斯業ニ練熟セルモノ及ヒ幾多ノ學士ヲ督勵シテ晝夜調査ニ從事セシメタルカ爲メ此結果ヲ明ニスルヲ得タルモノナリ既ニ此精細ナル調査アリ余又此ニ之ヲ詳說スルノ要ナカラン

嗚呼大日本蠶絲會ハ明治二十五年ヲ以テ起リ第一回報告ハ其四月ヲ以テ公刊セラレタリ前途宜ク當ニ一以テ十ニ十以テ百ニ當ルノ速力ヲ用ヒテ其歩ヲ進メサルヘカラス余將ニ目ヲ刮フテ之ヲ視ン乃チ敢テ本會ノ爲メニ一言ヲ規ス

明治二十五年四月十七日　　前田正名

◎注意（第一回集會の節述べ）

賛成會員　練木喜三

大分お目ふかゝりましたお方もありますのまだ初めてお目ふかゝるお方もおいでの樣ふぞんじます手前は練木喜三と申す者以後御見知り置きを願ひます

只今本會發起者諸君よりの御請求よりは斯くは登壇致しましゐが本邦蠶絲業上に於ける本會の必要は岡野氏既に辨せられ又た今亦喋々申上ぐるの必要も御座りませんが聊ら取調べましたることの御座りますれで一言是に開陳して今日の祝辭にかへます御參考の一助とも相成ますれバ幸甚

取調べましたることと申すは餘の儀で御座りません己に本會第一号の報告に掲載の榮を得ました今年の養蠶に就てのみとで今年の養蠶ふ對する私の意見如何は該報御一覽の諸君ふ於て既ふ御承知遊はされたとぞんじますが爾來本年の氣候の模樣を察しまするに御承知の通り本年の氣候は平年ふ比して餘ほど後れて居ます、と申すものは段々櫻花の咲き工合を比較致して見まするに、昨今（四月十六日）の櫻花

は丁度昨年の四五日頃の狀況にあたつて居ります、則ち昨年は本月の四日五日の頃が尤も櫻花の盛り……滿開の時で御座りました今年は御覽の通り昨今やうやく櫻花の盛り……滿開でありますに依て今此間の差を算へて見まするに本年は昨年に比すれは大凡十二三日後れて居ります、又彼の桑の發芽の模樣を見ますに節曲の如き大早桑ですから昨日の所ハ其芽の大サ大凡六分に過ぎず其形狀ハ丁度甲圖の如く俗に燕嘴と云ふ有樣又市平の如き其大サ大約四分强其形狀乙圖の如くありまして二種共ニ丁度昨年の本月五日の狀況に符合致して居りました、

圖甲

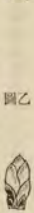

圖乙

あれから若し急に暖氣と催ふせバ兎に角否らさる以上ハ本年の掃立平年より多少後るゝハ必定掃立か後るれば後るゝホど彼の養蠶上最も忌まハきを梅雨にかゝるあとの多き亦必然の道理依て尙ほ今後の接樣果して如何を愚考仕りますに、或は去ぬる明治十八年と同一の結果に至りはすまいかと存じられます明治十八年は抑如何なる年柄でありましたか定めて御記憶を御坐りませう、昨今の狀況恰も能く本年に類して居ます、て西ヶ原の掃立は丁度五月の七八日の間でありました所で同年に於ける養蠶中の有樣は何うかと云ふと梅雨には かゝるし又梅雨前と雖も兎角雨天勝で六月上旬の如き東京最甞は晴天僅か一日で雨天七日曇天二日と云ふ樣なふと で概して不作でありました、大凡養蠶の豐凶は概ね其年殊に其の期節の溫氣の多寡に關するので現ふ去ぬる十八年以來昨今ふ至る東京近傍ふ於ける七年間の氣象を取調べましふ結果ふ據りますれバ春蠶にふまを夏蠶にふれ上作の年ハ勿論溫度の關係も御座りますが、多くハ其期節中晴天の日が多う御座りまして雨天少く、ふふ外れた年ハ丁度此反對で晴天ハ少く、雨天が多い樣にぞんぜます、縱へハ昨年の春蠶ハ非常の上作でありまして既に本會報告の第壹號にも揭げて置きました通ひ、開く所によれバ恰度六十九年目に環て來ふその上作で而して其期節中の溫度は果して何うであつたかと申しますと、四月二十一日より六月廿日迄の間平均一日の溫度攝氏の十七度强で七ヶ年中尤も溫度の高き年で御座りました而して其天氣ハ何うかと云ふと是れ又七ヶ年中に於て晴天の日が尤も多く雨天尤も少きに加ふるに雨量が尤も少ふ御座りました處で又一昨年則二十三年の春蠶ハ何うかと云ふに尤て此正反對であつて溫度ハ昨年に比して較や低ふ御座りましふ而して其天氣は七ヶ年中

晴天尤も少く雨天尤も多きに加ふるに雨量尤も多く近來尤も不作の年で御坐りましたが又其夏籠即昨年及一昨年の夏籠ハ恰も此反對で御坐りました有精しく左表に付て御覽を願ひます

氣象比較表

春期籠 自四月廿日 至一月廿六日

年度	平均温度	晴日	曇日	雨日	雨量
十八年	一六・四五	一五	一五	一五	一五・五
十九年	一六・六七	一五	一四	一四	一六・〇
二十年	一六・〇〇	一二	一五	一四	一六・〇
廿一年	一六・二	一六	一五	一二	一六・〇
廿二年	一七・二五	一四	一四	一〇	一〇・〇
廿三年	一七・四〇	一四	一四	一四	一四・五
廿四年	一七・六〇	一二	一七	一四	二〇・〇

夏籠 自六月廿日 至七月廿三日

年度	平均温度	晴日	曇日	雨日	雨量
十八年	二二・五八	九	一九	一九	二五・四
十九年	二四・四九	一一	一四	一七	九・〇
二十年	二二・五五	八	一二	二	一四・四
廿一年	二三・二五	九	一六	九	一七・四
廿二年	二二・六五	九	一〇	一五	一五・二
廿三年	二四・六八	九	一九	一五	一〇・〇
廿四年	二四・二五	五	一〇	一九	一四・八

是れ前に養蠶の豊凶ハ其年殊に其期節の温氣の多寡に關係すると申さ次第て御座りますそこで今年ハ斯く氣候が後れて居りますに依て果して養蠶中雨天勝てあるか何うかは勿論豫言の出來んことであり乍ケ昨今の後れ工合賀見て面して昨年の掃立を按じますに同年四ケ原の掃立は、丁度今月即四月二十九日でありましたかちして本年は昨年より後るゝこと、十日とすれハ丁度八日の掃立となる順序で若し又十二日後れるものとすれば十日の掃立に相成道理方一に也右様の掃立に相成さすれハ今年の養蠶は實に大困難でありますが併し前よも申した通り幸にして是より氣候の進みも捗り幾分か早く掃立るとの出來る樣ふなり、又幸にーて氣候も順に歸し且乾燥勝に相成さすれば飼養上の都合は至極結構でありますが左樣相成りさすと是に亦一の憂慮に堪へざる者ゴ御座ります……とは又何かと申すと桑不足を告げハすさしきやの一事即是で御座ります何となれは昨年ハ御承知の通り桑葉の繁茂が至極宜しう御座りさして群馬縣で聞く所によれば、一昨年の収葉ハ平年に比して一割減ず、昨年は二割五分の増収でおつたと申すこと、從て何方も番まく繁茂至さした場合に切り取りさしたあらして幾分か今年の繁茂上よ悪樣を來たしはせんうと思ふ一事の有るに加ふるに又昨年ハ養蠶あそ豊作でありさしが諺の慣は旅ふ御座りさしたから養蠶家の懐に入る金高ハ平年に比して大なる違ひのなきのみならず中には寧ろ却て少なかりしものもありしやに承た位で夫等の爲め波は自

然桑樹の培養を怠りはすまじきやの處が御座ります、尤も是は振泥で来より私ケ實見ーた譯ではありませんから斷言は出來ませんさりなゝら近頃だん〳〵承る所よ據れば如何にも肥料の施し方の不充分なる向が多いと云ふことで御座ります仮令培養は平年に異なるなしとをるも昨年非常よ繁茂せる本年況や施肥不充分なるに於てをやいかなる丈夫なよい桑でもさう〳〵繁茂の出來ん必定今後の狀況者しも尚ほ不幸にして十八年に類するとせんか梅雨期よかゝるは必定結果果して如何なるべきか、よしまた幸よーて現況一變し氣候適順よ歸するとせんか桑葉の不足を告くるの處あるを如何せん、上簇前ふ至り劇かに桑葉の不足を告げ不慮の失敗を招くの例年、年亦尚ほ往々にして見る所殊に本年の如き間く所によれゝ蠶種を持剰せるもの類る多く殆んと無代價で賣る樣にして漸く片付けさるもの多しと云ふ無代價はさ廉なる者はありませんから勿論貰た者も多少御坐ゐませうさて又貰つて見れば、其虛察るも惜し者の何ふがなして飼育し得らるゝ丈は飼養ーやうとするゝ人情ヨシ又ッなくとも非常に價の廉なりーゝ誠に掩ふへからさる事實……處て昨年の如く桑葉の光も多き場合よは去れて宜しいですが本年亦飼樣ふ心掛無暗に掃立て御ろうとろ此事ばかりでも途中或ゝ桑不足を告くるの恐あり旁仮令霖雨の害なしとするも是等の爲に意外の失敗なきを保せず途中果して桑葉よ不足を告ぐるとせんか前年既よ例のあるとて寝る目も眠らずよ拵角飼育ー來り上簇方に近きに及べる蠶兒何俵に詰めて水葬も、水車爲めに其の運轉を妨げられるなど謂ふも忌いしき惨狀を呈出するに至らんも亦た未ず知るへからさ想ひは轉た憂悶に堪へさる次第……いづれよしても今年ハ養蠶家に取て頗ふる困難なる年柄れ樣に想はれます諸君若しも御同感なれば何ふぞ其思召で今から御要慎を願ひたいとは申すものゝ、氣候の事ハ素より人力の得て如何ともする事の出來ん事でありますから雨桑を用ゐさる樣桑の貯藏に注意し乾燥を旨として養ふの外別に致し方もありません、併しなゝら其桑不足丈の事は今年よ是豫め覺悟さいすれハ必ず免れる事の出來るものと思ひます、就てハ此事ハ何れ本會の報告よも御掲載下さる事と思ひますが何ふ御懇意の方々には一日も早く御知らせ下され一人も多く此困難を御免れ下さる樣致し度きものです所で其不足を免るゝ法ハ何ふかと云ふに外でハありません、何の遠作もない極見易い道理で今年ハ殊に思ひ切て掃立ての量を減じ成る丈桑葉とゐますやうにして置て、而ーて上簇前に至り充分見込を立て除つた丈の桑を時の相場で賣るのですッ、するとと會た桑不足の難を免かる計りでなく、其桑は意外に高

償に賣れて論にしたよりは却て利益のあるやうに成らうと存ます、コレ又雨天勝でありましても前陳の如く掃立の量を減し乾燥を旨として養ひますれハ相當の收穫を見るは必定仮令少々の桑ハ除りましても失敗をとるから見れハ増一で御座ります只それだけのことです尚他にも此困難を免かるゝ方法があるかわ知りませんが差當り私の考へまする所は先ヶ樣で奥〳〵も御同盛の諸君ハ夫から夫へ御傳へ下さゝれば一人も多く成るべく御實行あらんことを希望の至りに堪へません。

◎桑樹縮葉病の說

贊成會員理學士　白井光太郎

此病は根株桑に多く立木にハ稀なり其病證は切株より生出する新條著るしく短縮し二三尺に足らざる者となり其葉赤顯る縮小し常葉の十分一よも及ばざる形となり甚しき者は錢の大さに過ぎるに至る又其病徴を考ふるよ此病ハ罹りし桑ハ其本根及太き枝根の外皮より多量のコルク細胞と生ず此細胞は紫色の粉末よして健全なる桑にありては根の外皮上ハ横に紡錘狀の班点をなし散布するに過きすと雖も病桑の根に在ては此粉末著しく增加し根の滿面殆んど之を以て被はれ物狀以て之を揉き破るときは容易に剝脫して飛散す顯微鏡を以て此を檢査するに此物ハ根の外皮より生成せる一種の組織よして決して外物の來りて之に寄生し發育增加ましたるにあらざると知る則此粉末ハ桑根の固有物にまて其分量の增加せるハ病の爲に起りし變狀に過ぎざるなり桑病の原因にゆらずして病徴なり然るに人往々此粉末を認めて縮葉病の原因なりとなし其根に紫色の粉末ある者ハ必ず之を拔去り病症の偽像を防くべしと唱ふる者あるに至れり然れとも桑根の紫班ハ桑樹の固有物なり紫班なき桑は桑にあらずと云ふも認言にゆらず殊に紫桑と稱する種類の如きは其根著しく紫色あるを以て名を得たるものなり紫班を誤認して病根となし之を拔去るときハ病桑のみならず健全苗をも併せて絕滅するに至るべし此れ實に寒心すべきの事なり病桑を拔き取るは可なりと雖も紫班の有無を以て之を定むるは非なり紫班の有無により病の有無を考へ之を拔取るハ大早計にして大損失を來すべきなり此等の事は多年實地の栽培に從事するの人士ハ已に了知の事なるべしと雖も之を誌るハ余の老婆心なり

此病に罹りたる桑樹ハ其根を縱切し之を檢するに中心部褐色を呈するを見る健全なる桑根には決して此褐色なし此褐色あるは其部の枯死せるの證なり此の如く根心に枯死部を生ずれば地より吸収せる養液此部を過きて上昇すると能ハす爲よ新

條の發育不完全となり病狀を呈するに至るなり

根心の枯死する模樣を考ふるに其順序一樣ならず枝根先つ枯死し漸次本根に及ぶあり本根の下端より始めて枯死するあり砧木の兩端の本口より腐り込むあり接穗の上端より腐るあり桑枝を切取りし後切株の切直しを注意せざるか爲に腐るあり從て其害狀一樣ならずと雖も概するに基部にありては木心腐朽するも周圍の新木質枯死せざれば水行に障害なきを以て枝葉の生長を關係を及ぼすこと緩漫なるを常とす之に反し根にありては水分專ら根心を運りて上行するか故に枝根の枯死本根に達するをは枯死部より以下の諸根より來る所の水分直に上行の路を失ひ地上部の萎縮を起さしむるに至るものとす但し根と雖も老成し直徑二寸餘に達したるものは心部に少許の枯死部を生ずるも障害なし是れ周圍の木質厚きが爲水分此處を運りて上行するを得るを以てなり然るに筆管の大さよりす餘の大さに至る諸根ハ專ら根心を以て水分を輸送るか故に此部枯死するときは直ち其損害に感ずるなり

輸葉病に罹りたる桑の根心及び地下に埋沒せる莖部枯死し褐色に變し漸次上方に波及するの事實ハ明治廿二年の夏餘東京農林學校の桑園に發生せる病桑に就き實驗ー始めて之を知りたるにて以前ハ人々多く根の紫痕にのみ注意し此内部の變狀には考へ及ばざる者の如し桑根及び桑莖の内部に枯死を起し輸葉病となるの原因を知らんと欲せば速く各地の桑園を歷訪し多數の病桑に就き細密の探究を遂ぐるよ非らざれは正當の結論をなすあと能ざるハ多辯を要せずして明あなり余の如きも別ち此病に就き細密の探究をなしたるに非ざれは容易に之を斷言する事能ざれとも是迄見聞せし事實によまと之と考ふるに第一此病の根及莖心の枯死により起るものさるハ爭ふ可らざる事實なるが如し傳委數之を設明すれは壹株の桑にて一方に出たる若干の枝條ハ輸葉病を現し他方の者ハ健全なる發育をなすことあるが如きは能く人の注意する事實なり是事は其だ奇なるが如しと雖其根を檢すれハ一方の枝を養ふ根ハ其中心に枯死部を有し他ハ之を有せざるを以て此の如き現象を呈するに至るなり斯の如き現象は畿に同株の異枝に於て見るのみなら宇同一の枝條中に於ても起るあり此場合には其枝半面は成長遲なり半面は成長速なり故ま其枝弓狀をなし彎曲し一面輸葉し一面健全なり斯の如き枝ハ之を横斷し其切口を見るに半面褐色を呈し半面健全ゐり

(第二)此根心及莖の枯死するハ何に原因するものなるや之を知らざる可らず按するに

に根心及葉の枯死するは根の鍬傷及び葉の切口等より惡水浸入し黴菌隨て之に寄生し遂に枝根より始めて本根の心部に迄達するに至るあり此根及葉の枯死部に黴菌を見るの事は最初實驗せる時には之を檢出せざりしが其後之が實驗するよ及びバクテリヤ及他の線菌類の菌糸の發布するを檢出せり

〔第三鍬傷其他の傷口より始めて根の枯死するは如何なる理由あるや是最も考究せざる可らざるの事なり余の所見に據れば根の枯死するは根力の衰亡に原因する者なり根力充實せる植物にありては其根傷病を受るも根の生長力旺なるが爲め傷口の平癒速にして惡水の浸入を拒くのみならず盛に新根を生し養分を吸収し健全の發育をなすへし然るに根力衰亡する場合には不適當なる外部の狀態に堪へる力大に衰へ些少の傷病も容易に平癒せざるゝ爲其所より腐り込み遂に本根の心部に達するなり

〔第四根の枯死するは前述の如く根力の衰亡一大原因を為すと雖不適當なる外部の狀態も亦大に其病勢を助け枯死を促するのみならず論を俟たず外部の不適當なる狀態は種々あり肥料及水分の過不足土壤の不適當なる物理的狀態則粗密寒暖等光線溫度の過不足空氣滯通の良否等の如き是なり

〔第五然れども其最有力なる原因は根力の衰亡なり根力の衰亡は種々の原因より起るべしと雖就中其大なる作用ゐるは枝葉を採取すると過度なるの事なり過度に枝葉を採取するの害は植物生理學上爭ふ可らざるの事實なり草木の枝葉は動物の四肢の如く肺の如く又胃の如き作用を有するものなり植物は枝葉殊に葉によりて有機質を化成し之を其体中に貯へ以て新枝新葉を發生するの用に供す樹木の類にありては其養分を根及び葉中に貯ふるなり故に枝葉を切取ると過度なるとき葉にて養分を化成するの量少なく從て之を根に貯ふるあと少なく根力虛脆し些少の傷病にも堪へる能わず遂に病患に陥るに至るなり山梨縣に行きて此事を調査せるよ同縣甲府近傍にては春秋の兩度若くは春夏秋の三度に同樣の桑より桑葉を取り之を蠶に給するあとあり植物の枝葉は動物の肺胃の如き作用あるものなれば養蠶の爲毎年一回之を採取するにても已に多少植物の健康を害すべき理由あるものなるよ年に二回若くは三回に分取するが如きは動物の咽喉を扼するとの同樣にて植物の健康を害し根力の虛脆を起さしむるは明瞭なる事實なり少なくも同縣下の桑葉病は此事が一大原因をなすべしと考ふなり

〔第六然れども枝葉を取ること乎に一回に限りたる桑にて桑葉病に罹るものあり此

等は他の不適當なる生活要件の作用により起るものと言はざるを得ず

（第七）例へば當年成長の著しく旺盛なりしもの其翌年多く此病に罹るが如きは有機質肥料及び水分の供給過度なりしに原因するものなり窒素肥料及び水分の量の多きときは枝葉の繁茂容易に休止せざるにて作りたる養分新葉及ひ新枝と糞ふに用ひられ根に向つて運行すること少し之により根力衰へ苟取後充分の新條を出すまと能はず病狀を現はすなり其他肥料及水分の不足なる場合にも輪葉病を起せことあるべし是亦根力の衰亡に原因す水分不足するときは養分充分なるも之を吸収するあと能はず爲めに輪葉病となることあり凡て枝葉の間展伸長する際水分により細胞を膨張するは生理學上普通の事實なり山腹其他水分乏しき地にある桑の輪葉病に罹ることあるは摘葉の過度なるにあらざれば水分及び養分の不足に原因するものならん此等の場合をも强て滯水の害に歸着せしめんと勉むる人ありとは雖是れ其理由なきに似たり

（第八）地中の滯水亦一の有力なる誘因なり滯水中有機質を含むこと多きときは根の呼吸作用禁止し其狀態久しきに續くときは根の枯死と起さしむることあるは論を俟たず此場合にも根力の强きものは新根を發生し無水の處を求めて根を延ばし其生育を保つこと雖根力の衰亡せるものは之能なすこと能はずして枯るゝなり

（第九）同所に栽培する桑にて或者は病をなし或者は健康なることあるは發芽の早晩苅取の早晩摘葉の多少及び種類の特性等により根力に差異を生ずるによるならん又土質に關して之を言ふときは粘土質よりして水拔きの宜しからざる處の桑は病に罹り易し土層密にして空氣及水分の流通充分なら ず根の發育不充分なるが爲惡に根心枯死し病となるものなり

（第十）又輪葉病桑の葉と見るに濃園に見ることあり此等は樹勢の衰弱せるに乘じて寄生する者なるべしと考ふれとも未た深く研究せざるを以て之を顯言することは能はず輪葉病に就ては尚ほ研究を要するあと多く一朝一夕に之を論定することは甚た難し今は唯余ヶ今日に至る迄よ見聞せる事實に就き聊か卑見を述べて實業家諸君の參考に供するに過ぎず

講義

◎蠶躰解剖論（承前）

貴族會員理學博士　佐々木　忠二郎

拵て胸部は第十一圖甲の如く三箇の關節より成立て居りまして第一の關節を前胸部と稱へ第二の關節を中胸部第三の關節を後胸部と申します蟲の種類によりて胸部の關節の中前胸部のみは自由に動かすことを得るもあり前胸部は他の胸部結着して少しも動かさるもあります蜂の如きは前胸部は少しも動きません甲蟲は多少動かしますも、而して中胸部と後胸部とよりは左圖乙の如く一枚つゝ二双の羽翅を出して居ります

第十一圖

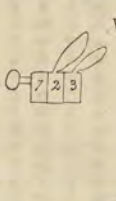

第十二圖

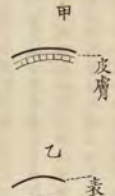

一体羽翅は身体皮膚の凸起物でありまして初はありませんが次第に發育するに從ひ皮膚漸く延ひて瘤狀を致します這の皮膚なる者は堅き薄き皮と其下にある細胞かなる薄き層とを以て凸起物即ち羽翼を組織致します、さて此皮膚か凸起物即ち羽翅に化成するの順序を舉ければ第十二圖の如く最初皮膚は空氣管神經を含有して

るまゝ延長しまして然る後平さまり初よは薄き紙の如きもの出來まして遂に羽翼の形を造成致します、其中胸部にあるを前翅と稱ひ後胸部にあるを後翅と申します、か其形狀い蟲の種類によりて區々であります、例へい蝶い前翅甚大にして三角形をなし後翅も大抵同くあります、甲蟲の類い前翅甚厚く堅く後翅い膜質にして少しく柔軟であります、半翅類は前翅半は剛く半は柔であります、蜻蛉の類は前後の形及ひ大さ共に同一でありまして此羽翅を捨しするに羽翅中に線條多く又此線條の羽翅に存する位置或は數の多少は蟲に據りて大に差異か御座します、其線條を翅脈と稱へます

脚い第十三圖甲の如く胸部の各關節二本つゝ出て總て六本であります、此脚い大抵五箇の關節より造成されて居りますか胸部に接する二箇の關節は通常極めて小くあります、而して此脚足の名稱も其部分によりて異なりて居ります、即ち乙の(イ)は大腿節ロは脛節ハハ跗節にて大腿節の下部よりい細き毛を生し脛節よりい一方或い左右より突起部即ち絲毛の如きものを出して居ります、跗節は三或い四節よりなり其の末端に二本の爪を有し爪の間にて柔軟なる膠質の瘤を供へるるものもあります

第十三圖

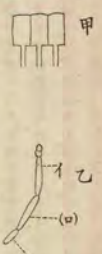

第十四圖

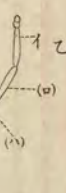

腹部は大約十箇の圓節より遊成され又さ其の各圓節ハ二枚の堅き板より成立て居ります即ち背面にあるもの腹面にあるもの是れてあります故に一の圓節を探りて之れを檢しますれは第十四圖の如く腹部の側面にて上下相合して居ります腹部の来端を見ますれは刺狀をなすもの或は下卵機と存するもの等種々てあります

神經系は腹面に存し神經球と神經糸とより成立て居ります其構造は神經球は二條の神經糸まて連結されて恰も念珠の如き觀を呈して居りますそけれとも第一の

第十圖

第五圖

神經球のみは背面よりありまして之れよ之出でたる神經糸は食道の左右よ一本つゝ走り食道下の神經球と結ひ聯て食道を環て一の輪狀をなして居ります

前圖の「イ」は蟻の神經にして食道上に存する神經球ハ甚大きくあるを見て之れを食道上神經球と云ひ下にあるを食道下神經球と申します「ロ」は金龜蟲の神經よりして「ロ」て胸部に屬し「ハ」は腹部よ屬して居ります「ハ」は蟬の神經にして上部よ四箇の塊球即ち神經球ゝ御座ります其上の三箇は腹部に屬し下にある一箇と腹部にありまして無數の神經糸を体中よ分出して居ります

聽管とい耳てありますか吾人々類と異り蟲類の五管ハ充分判然せす之を研究することも頗る困難てありますさて聽管の事に就てハ昔コルテー氏大よ之を研究されましたか此說に據れは聽管は觸鬚の中よ存せりと云ふことてあります又たルーター氏も之と全しく觸鬚にあるふとを唱道致しまーたされとも是等の人は觸鬚か聽管の作用をなすふとを言ひ出しましたけれとも其証據を舉けはせん故に聽管は如何なる部分にあるか判然致しません

さりなから蟲類を机上等に持來りて突然之を叩き音を發ますれハ彼に躰を縮小するもの又ハ驚飛するもの或ハ旋轉するもの等を見さそれハ必しも聽管を供へ居るには違ひありません

今蟲類に近き動物の蝦蟹の類に矢張り關節より造成し恰も蟲蛛の構造に似寄て居りまして然るに此蝦の聽管の如きに現今まで知られて居りまして是まは頭部に長あり其長根に第十六圖の甲に示す如く橢圓形の小孔ありて其周圍に毛を生して居ります此小孔を視察すれに乙の如く恰も囊形をなして居りまして其内側まは則毛を生し其囊中にに丙の如く礦物質の球と存し音響の發動するあれに其音響は直に囊内の毛球等に觸れ從て神經に傳はり遂に腦髓まで通達致し初めて聽くことが出來ます

第十六圖

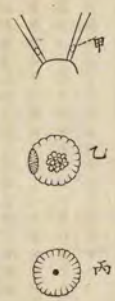

彼の最下等動物なる水母の如きも薄き袋より成りて毛を生して居りまして其袋の中にに矢張り礦物質の球を存し觸るゝ所の聲は此球及び毛に傳はり毛より神經に傳へ以て聲音を辨別致します此蟲類の有する聽官の位置は種々にして一樣ではありません即ち第十七圖の甲に揭たる如く螯の一種は頭長の末端まで存し其長の第一關節の根部に神經の細胞にありまして神經まで傳へます蝦蟹蟲蟹等の類は第一對の關

即ち前胸部に存する脚に聽官を有して居ります又蟹の類は次圖の乙の如く腹部の第一關節に存在して居りまして之が關節の側面を見れに橢圓形の穴を有して居ります此穴を放大して觀けは丙の如く孔中にに膜ありて閉鎖致します又此孔の一方まは三日月狀の堅き皮か御座りまして其側まに氣門があります膜を取除て中を覗へまをれに堅き三箇より成れる物質ありて其下部にに(イ)なる神經の塊球あり之まり細兀神經絲走りて腦髓まで達して居ます故に今音響を發すれに膜に觸れ其振動神經に感して之を聞き別ることを得ます此膜は吾人の鼓膜と同一の性質のものであります

第十七圖

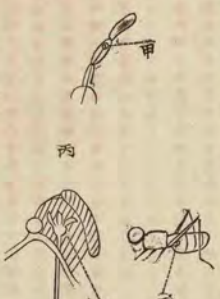

蟲類中ふて聽官の判然たるものは右に述したるもの位にて其他は頗る不明瞭であります

（未完）

◎養蠶術

賛成會員　松永伍作

扨て蠶の種類を大別しますれば家蠶野蠶の二てありますす野蠶は其名稱の如く野より於て生育するものでありますして種々の種類か御座りますか、此内て吾人々類より利益を與ふるものは天蠶柞蠶樗蟲等てありますす天蠶は山繭と稱へ從來本邦にて飼育し來りたる青色の繭菓のものてありますす柞蠶は明治十年頃蝦北海道開拓使に於て支那より購入致たるものでありますす樗蟲は白髮太夫或は白髮太郎と稱へ推樗票樹等の葉を食ふものにて「テグス」を製するものてありますす

樗蟲

樗虫は山林に自然に發生するものを捕へて「テグス」を製するものにして本邦に於ては未た飼育するものあるを聞かざる位なをハ格別之を研究するの必要もなきものてありますか左に聊か之を陳述致しませう

東京近傍よてハ五月の始に發生致しまして發育日數大約五十日乃至六十日ゐして四回の脱皮を經老熟致しますす、老熟期に至りますれと其青白色なる長き毛は折れて短く黄色を帯び較透明となるものてありますすされハ之を解剖致しまして腹中に貯ふる絲線を採り出し通常の蚕なれハ三分間浸し後清水に三四時間漬けるのてありますす其酢と米酢にても酢酸にても宜しくありますけれとも成るへく弱きを好と致しますす何とかれは強きよ過くるときは凝結するの憂かありますす水に漬ける時間も長けれと矢張り固るものなれは注意を要する箇條てありますすて其絲線即ち糸袋の端を孔をあけし木に一方を割りゐる竹釘を挿めたるものに挿み延長致しますれは六尺乃至八尺の長に達するものてありますす斯く或しまして凡そ半日程乾燥せしめ柔軟に打ちたる藁を以て磨擦し外面の漬を拭ひ去るのてありますすされとも元來日本製のものは漁父か好て使用致しません故に年々支那より輸入致しますか其額は中々寡くありませんなー此漁獵より用ゐる「テグス」は家蠶よりも採り得らるゝものて此家蠶にて製出したるものは極めて美麗ふして透明なること恰も玻璃の如く其長は三尺位でありますけれとも強力甚た強く四五百匁位のものを吊しまして敢て切斷する等のことはありませんー純粹の「テグス」も蟲か食餌によりて大よ強弱かありますか第一樗にして楝の葉之よ次き漆等は較劣りて居ます

天蠶（山繭）

天蠶は本邦古來より飼育し參りましたか之を飼育して算盤は取れるか否やに至りては頗る考究を要すること思ひます明治十年頃より近年までは所々に之を飼育

もる人も御座りますか多くは失敗破産したと云ふまとてありますすざれとも是は蠶練至らず經驗に富まざるの致す所なるか實際利益なきものなるか私も多少實踐上の窓見もあるますれい左に申述へようと思ひます天蠶即山蠶の沿革い太古時代は遡るとして繰ねることい出來ませんされとも古語國に傳播せし天蠶の元祖とも云ふい信濃國安曇郡有明村なりと呼び傳へて居ります私は明治九年全所に參り取調さ事ら御坐りますから御參考までに御話致しませう

偖本村か天蠶を飼育もるに至ったる濫觴い凡そ百年前本國本村の二三の有志者山林中に生育せる野蠶を發見しまして宅内に持來り櫟枝と水中に挿み之に放て養育致しましたされとも此當時い未た製種の方法を辨へす只天然ま任せて人工を廻らしませんそふて御坐りましたか降て七十年前頃全郡有明村に芳十と云ふ人ありて全國高井郡邊に生する所の天然の野蠶は最も種を製するに適當なることを見出し種蠶を彼地より買入れ其頭三四十粒宛を米篩の中に貯へ蟻をして此中に羽化せしめ蠶卵を其篩に滅着せしめて翌年の春期まて貯へ置きまして蔟炭に供する爲に載植せる櫟林の最も低き木まその種を移し飼育を創めましてより漸次本業の開進を促しましたそうてすされとも此時代には尚方今の時代の如き精良の種着法御座り

ませんでした故ま蠶蟲即擇虫の蟲頭を切斷して其中ま卵種四五十箇を入れ之ど樹枝等ま戴せて孚化せし光飼育致したと云ふまとであります

七十年以前頃までは之より繰を繭製すると云ふことを知られませんて唯之を眞綿となし紡績して漸く紬ど織るの材料に供したと云ふに過きんと云ふ有樣て蠶の賣買等も行はれす隨て利潤は甚薄く之を顧るものなきも同樣只有明村近傍にその有志者か飼育に從事した許の成行て御座ましたか漸次星霜を經過し五十五年前の頃に頗る進歩致しまして種付の方法い用水或い屋根板の如き水片ま生獄に五倍子の粉を混しふる綿ま以て蠶卵廿粒乃至三十粒宛を附着して蔟を以て之を養ふ所の樹木に結び付けることを研究したりなりて御座りました此年代に至りて蜘蛛蟻若くい蜂の如きものゝ之を害するを畏ひ此害を免るゝ爲めに飼育する櫟林の雜草ま刈除して清潔にすることを勉むる樣に至りました隨て製絲法も漸く進みて煎亨の業櫟の葉等を以て糸緒を求め生糸ま製し自用の半種羽織等の織物と製することと始めました然れとも未た蠶を購求するもの甚た稀に價格も至て廉にして藏千粒百瓦（蠶一升）に付僅に五拾錢位てありました利潤の寄きも最の薄てありませ尚降て四十五年前頃嘉永年間に至りてい飼育の方法え大分進歩致しまして此蠶の風を

ふを知り更に在來の櫟林の仕立方を廢し更に飼蠶用の櫟園を設くるに至りました其仕立方は風害を避くる爲め植並線に一丈低く横に發延させる工夫を廻らし又砂の土地に培養せし櫟葉を以て飼育せし天蠶を蛾の歩方多きを知る樣なる立至りました此頃ゑ產卵法も大に改良し現今行るゝ法も殆と此年代と大差ありませんで其法は徑一尺深一尺三寸位なる圓形の目籠を造り此中に蛾一双を入れ籠の口は濾紙或い油紙樣のものを以て之を覆い檐下の日光の直射せずして空氣の流通宜しき所に吊縊し發ゑて交尾產卵せし先其產卵は翌年二三月頃迄其儘吊し置きまして竹の箆等を以て擦き落まして幅五六分の短冊樣の硯紙を用ひ五六粒乃至十粒位を樹に附着し樹に結び付て發生せしむる方法であります製糸の法も面目を一新しまして指頭を以て一粒ッゝ糸緒を求先繰製するゑ至り從て生糸の品位も高まり利益も多くなりましたれハ千粒の繭の價一圓位となり此時分ゑ之を美濃の岐阜抔へ輸出したるそふて御座ります岐阜產の山繭繪繭とは差し是を織製したるものであります當時生糸の相場は三百拾五匁ゑて三圓五拾錢乃至五圓位でありました降て四十年前頃には飼育者漸く增加し櫟園を開くものゝ非常に多く繭の直段も騰貴し千粒の價一圓五十錢位となりました故に近村隣落識れ彼となく耕耘を止め桑苗を抛て之に從ふ有樣に至りましさ爾降て三十年前頃ゑ至て は出發蠶を上野國地方に賣り捌き一千粒の價凡そ八拾錢位となりましさ明治二三年頃にハ近頃行はるゝ製種繰絲の兩法發明され全國に此天蠶の蔓延する端緒を開きました

（未完）

統計

◎自明治十六年至同廿一年　全國蠶種產額

年度	產額	價額	一枚ノ額價
十六年	一、二三一、九〇二	一〇七五三五一、七三	〇、八七
十七年	八六〇、五三五	六九〇、五一七、七六	〇、八〇
十八年	一、六〇五一七〇	一、〇〇三二一五〇二	〇、九四
十九年	一、六一九、九八九	一、五三七、〇三七、四二	〇、九五
二十年	二、三四五、七三一	三、二七三、四九三八四	一、三九
二十一年	二、三一四、六一七	二、二七五、八四四四七	〇、九八

問答

岐阜縣特別會員　中村加久藏

◎問

(一)竹藪を變んして桑園となすときは其繁茂の著しきを見る斯は理學的性質に因るか將た化學的成分に由るか其理由を問ふ

(二)蠶兒飼育に糯種を使用するは害ありと云ふ果して然らは其理由を教示あれ

◎答

特別會員　吉池慶正

(一)竹は禾本科に屬し桑は桑科の植物なれは其吸收し已れか滋養に供する成分も自ら多少の差異あき能はすされは化學的性質に關係すと雖も寧理學的成分より由る多きものゝ如し何となれは竹藪を開墾するには其根の四方に蔓延するを以て勢深堀せさるを得す故に桑園となしても空氣の流通光線の透射等甚宜しく桑樹の繁茂著しきを見る

(二)蠶兒飼育に糯種を使用し害ありとい余嘗て未た精確の試驗を經すと雖も粳種に比すれは糯種い蛋多きものなるを以て斯くは云ひしものならん試料に供する桑葉は糯種桑軟にして濕氣を含むこと多く粳種に若かさるを覺ゆ

◎問

(一)火力を用ひて三十日以内に上簇せしめたるものゝ製種と所謂清涼育即ち四拾日以上に上簇したるものゝ製種とは結果優劣如何

(二)第一問前項飼育法を行ふもの及ひ温暖地方の養蠶家の製造したる蠶種和製年同飼育法若しくい同地方にて飼育すると將た更に清涼育の蠶種若しくは寒冷地方の製種と飼育すると其得失如何

(三)清冷育養蠶家にして高温育製種を飼育するい如何なるものなるや

山梨縣　竹居治

◎答

特別會員　保坂玄吉

(一)三十日以内に上簇せしむるよい平均七拾五度以上ならさる可からす此平均温度を以て飼育せし蠶より製したる蠶種い熟練せる養蠶家に飼育せしめ豐作を得ハ糸量多き良好の繭を得べきに赤熟なる養蠶家に飼育せしむる時い或え失敗なる可を保す可からさ何となれは斯の如き蠶種は既に人爲を以て大に進化せられ吾人必需の糸量を增すと雖も之れと同時に其性質を虛弱ならしむるか故に氣候の變動其他の障害に堪ゆるの力に乏しきを致す又四拾日以上に涉るものい平均六拾五六度の

間に在て蠶兒をして往々凍餒して飼食すること能わざらーむる時ある可し果して然らは雨者共に蠶其物の健康を保つ一點より就ては完全なる育法に非らすと雖此兩者を以て製種用に供する場合に於ては前者は良好なる繭を得へきも飼育に難く後者は飼育易きも成繭劣等なり故に熟練者には前者と與へ未熟者には後者を與ふるを得策とす可き乎

(二)第一問前項高温育の製種を翌年同育法に依て飼育する時は蠶兒は漸く進化の度を高め繭の品位愈美觀を呈す可しと雖とも蠶の性質も亦愈虚弱の程度を進め其極やや老練家に非らざるよりは飼育し能はざるに至る可し

温暖地方及寒冷地方の區別は畢竟一ヶ年平均温度の上より云ひしものにして養蠶に就ては只發生時期に早晩の別あるのみ其飼育中の温度に至ては大同小異なる可し例之九州地方の如き温暖の所にーて三十五六日間以て上簇せしむるには火力を以て補はざる可からす又北海道の如き寒地と雖とも之と大差なし故に地方よ依り温度の異なる点は甚た僅少にして縱令甲地より乙地に移し乙地より丙地に移して飼育するも温度の變移に成すると殆んと無少なる可し

高温育者が飼育するに當りて同法育の製種を採るか將た清涼育の蠶種を採むかに就ては飼育者の技倆如何に因て決す可し高温育の蠶種は品位佳良なりと雖飼育上幾分か困難なる事を免かれす清涼育の蠶種は飼育易けれとも品位稍劣るの憂あり

(三)第一第二答按中を審考す可し

雜報

●桑樹病蟲撲滅劑　伊國農工商務大臣より發したる桑樹病蟲撲滅法に關し里路駐在帝國領事代理閣領事熊崎寛長氏より去月二十日附を以て左の報告ありたり

伊國農工商務大臣より發したる桑樹病蟲「ヒヤスピーパンタゴナ」diaspis pentagona撲滅法義務實施に關する命達は我蠶業者に稗益する所あるべしと信するを以て其要領を摘録して參考に資す

此命達附屬表中に掲載の村區に於ける地主は桑樹病蟲「ヒヤスピーパンタゴナ」の害を被れる桑樹及其他の植物に左記の混合藥劑三種の内を選み冬季間二月以前に於て速に之を應用するの義務を負ムべし

		比量
甲	墨石油(Petrol noir)	〇、九七〇
	魚油	〇、二〇〇
	無水炭酸曹達	〇、一〇〇
水		一〇

甲	「グードロン」重油(huit cjounde do goudron)	比量一〇五二
乙	無水炭酸曹達	〇、九〇〇
水		〇、四五〇
		一〇
丙	「グードロン」重油	一、〇〇〇
	魚油	〇、〇五〇
	無水炭酸曹達	〇、〇五〇
水		九

前記混合藥劑は左に示せる調合法及使用法に依りて之を製造應用すべきものとす

方今桑樹の病蟲を殺滅するに使用上經濟にして實効ありと認むべきものは即ち前記の混合藥劑なり依て該混合劑を以て至適の殺蟲劑とす

乙の混合劑を製するには炭酸曹達を水に溶解し「グードロン」重油を徐々加入攪拌すべし

甲及丙の混合劑を製するは一方に於ては「グードロン」重油若くは黑石油に魚油を調合し又一方に於ては炭酸曹達を水に溶解せしめ而して右の二液を混合攪和すべし

前記混合劑は使用する當日に製し且つ使用する前に能く攪拌すること肝要なり調合後數月を費し又攪拌の勞を省くときは十分の效驗を呈せざるべし桑樹の幹及枝に右の混合劑を適用するには被害の部分を該混合劑に浸したる筆を以て十分塗抹すべし右混合劑は冬季の始又は終に施用するも妨なしと雖も樹芽を傷めざるがため發芽前に於てすべし桑葉を無にするも妨なーとせば當初第一回の施用は季節を問はずと雖も經濟の點よりすれば冬季に於てすべし第一回後は年々伐枝法に依りて藥劑の使用上多少輕減あるべし

「ヤヤスピーパンタゴナ」なる蟲は桑樹の外其他の植物を侵襲し害を與ふるものなり即ち紙桑(murie rapiier)「ローリエー、セリーズ」(Laurer cerise)柳、桃樹、柱仲(tusain)、豆及蓼麻(ortie)にも既に其害を微せる所なり尤も此等の植物中費用上混合劑を施用するに足らざるものは寧ろ之を芟伐するを以て可なりとす

◎明治廿五年農商務省農務局假試驗場蠶事部蠶事試驗の要領

抑農務局假試驗場蠶事部蠶事の試驗は明治十七年内山下町に於て微粒子病の探究より從事せーが始めとし漸次其規模を擴張し去る廿年に至り北豐島郡淀ノ川村字西ヶ原より移せり爾來茲に九年其間蠶桑に關する生理病理經濟等幾多の試驗を實施し其結果は(蠶事試驗成績第一報ヶ第八報)に至る迄毎年之を刊行して況く地方の當業者に頒布し參考の資に供したり然れども蠶業の廣且大なる全躰上より之ヶ觀れは未だ以て一部分の試驗より過きず故に本年も亦前年度の繼續試驗と新たに試驗の必要ヶ認せし目下緊切の事項とを併せて之を施行す其要領左の如し

第一　桑苗撰擇試驗

象採丁字採接木等の苗木に挿き張根の多少其他根部に異狀あるものを掘ひ土質の一樣なる地に栽植して成長の良否を檢す

第二　肥料試驗（繼續）

一種の桑に異種の肥料を施して其効驗如何を檢す

第三　收葉試驗（繼續）

其一、一二齡の蠶兒に與へる桑は葉のみを摘取るか芽の儘摘取るか手數と收葉との關係上孰れか利益多かるべきやを檢す

其二、桑條を刈取の法葉付の儘刈取と摘葉後一二日を經て刈取るとは其後の發育孰れか佳なるべきやを檢す

其三、每種區域を定め早中晩其に每種一定の時期を以て收穫し親植の深淺及び其疎密に因り葉量と條量とに幾許の差を生ずべきやを調査し又前年に對する發芽の早晩及び收葉の多寡を檢す

第四　發芽試驗（繼續）

早中晩各種に於き發芽の次第を檢す

第五　桑病及び害蟲試驗

各種の病桑を試植し又害蟲を試驗して豫防全治の方法を試驗し又殊更に各種の病因を作りて其發病如何を檢す

第六　產卵早中晩試驗（繼續）

蠶蛾一羽每に早中晩の三段に別ちて產卵せしめ各蛾量五分づゝ飼育して其強弱及び成繭の良否を檢す

第七　蠶卵被害試驗（繼續）

冬季不時の暖氣に感せしめたる蠶卵二種と無害の蠶卵一種とを蛾量五分づゝ飼育し其被害如何を檢す

第八　蠶卵貯藏試驗（繼續）

蠶卵紙一枚を一「リートル」の容積を有する器中に密藏したる蠶種二種（內一種は生石灰を容れたるもの）と尋常の貯藏法と行ふたるもの一種とを蛾量五分づゝ飼育し各其強弱如何を檢す

第九　虛弱性遺傳試驗（繼續）

豊熟の繭を以て製したる蠶種と病蠶多く生じたる不作の繭を以て製したる蠶種とに各同一の飼育法を施し病蠶の多寡成繭の良否等總て其結果の優劣に由り虛弱性遺傳如何を檢す

第十　晝夜食桑試驗

同種の蠶兒に同一の飼育法を施し晝夜共食する所の桑葉の量に差異あるや否を檢し以て晝夜給桑回數如何を檢す

數の標準を定めんとす

第十一　繭質改良試驗

青熟、赤熟、小石丸の三種よ就き各其繭質の異なるもの二十蛾分の蠶を各別に飼育し繭質の强、脆、繭質の良否同功繭の多少及絲質の佳否等を檢し以て繭質改良の資に供せんとす

第十二　桑葉厚薄試驗（繼續）

凡り桑樹は其種類の異るに從ひ葉肉に厚薄あり衡量を同ふすれゝ其容量に差を生し給桑上各其適度を檢するの必要を感するもの多し故に厚薄異種の桑葉を同一の蠶兒に給し給桑量の適度を知らんとす

第十三　飼育標準確定試驗

蠶兒飼育の事さる各地の氣候風土及ひ習慣等の異なるに從ひ多少差違なき能はす然れとも其梗概よ至りてそ一に歸せさるへからそ依て去る廿二年度に於て赤熟、青熟二種の飼育標準表を製して當業者の參考に供せり而るに其後試驗の結果に由り多少改正の必要を發見せり依て向本年精細の試驗を遂け更に飼育の標準を確定せんとす

第十四　夏秋蠶試驗

其一、同一種の桑園を折半し其一半ハ春蠶に供して其收桑量を檢し他の一半は發芽前に桑條を刈採

き再出の葉を以て夏秋蠶を養ひ收繭を檢して以て互に其多寡を比較し以て其得失如何を明んとす

其二、一回春蠶に用ひたる桑樹の再出葉を以て夏秋蠶を養ひ其結果を前者の結果と比較して以て其優劣を檢し同時に夏再收の害の後年よ及ふ影響如何を究めんとす

第十五　蠶卵孵化早晩試驗

同種の蠶卵中最初孵生せるものと中頃及ひ最後よ發生せるものとを各別に掃立飼育の遲速蠶躰の大小及ひ繭質の別如何を檢す

第十六　原種製造

青熟赤熟小石丸各蛾量一夛又廿二夛を飼育し明年の試驗用及ひ傳習用の蠶種を製造せんとす

第十七　外國蠶飼育試驗

其一、伊太利種佛朗西種及ひ本邦種掃谷等都て十餘種の蠶兒を飼育して種類改良の資よ供せんとす

其二、支那種は殊よ其光澤等良よして解舒甚た易く絲纖精緻なりと云ふ依て蛾量十夛を飼育し本邦在來種に對する優劣如何を檢す

第十八　病毒遺傳試驗

同種の蠶卵中母蛾の其病毒を異よせるもの數種を選ひ無病のものと同時に掃立同樣の飼育法を施して其遺傳如何を檢す

第十九　病原試驗

蠶病中今尚其原因の詳ならざるもの多し故に此試驗ハ尋更に蠶兒の養育上傷害となるへき飼育法を施し因て生ずる所の結果を檢査して以て其病原を究めんとす

◎伊太利養蠶家の會議

本年三月十二十三十四の三日間伊太利ナヨラン府商業會議所に於て佛國蠶絲業奬勵法の伊太利蠶業ゴ及ぼす影響の前後策を議するか爲め全國蠶業家の集會を開けり本年四月二日敎兌の里昂絹業雜誌ゴ其議決の要項ヲ掲載せるものあり今之を譯載して伊國蠶業ゴ於ける議論ヒ一班を示し以て本邦蠶業者の熟慮を請ハんと欲す

ギレッチ氏は伊太利蠶業を以て外國の競爭來に佛國に於て蠶業の爲め施行する奬勵法に抗せんと欲せは集約の養蠶法を行ひ一ヽヨンス（蠶卵ヒ）より五十キロ以上の繭を取らざる可らざるを說き此目的ヒ達するゴ宜く小規模の養蠶を爲し蠶種の製擇を嚴にし且つ各養蠶地方に適應の蠶種を撒布すべきを陳べ尙ほ伊太利蠶業は自國製絲業の發達ゴ依賴するゴ非されは其結果を得能はざるヒ主張せり

次ゴ集會は左の議決を爲せり

第一　速に生絲及屑物輸出稅免除の法律ヲ議會に提出すること

第二　新酢若くは乾燥の繭に關する一切の稅を廢すること

第三　伊太利蠶業品の自由輸入を保證する通商條約を各國と締結すること

ダベルナッチ氏はヴァンズアヌコ黃色種の如き伊太利在來種の最も其種なるを述へ佛蘭西蠶種ハ全國製絲家か其固有の製圖を自負して近來盛に欲鍵檢査を行はす且つ廣大なる製造を行ふか爲め慨して粗惡に陥り之ゴ故ゴ其輸入撒布を禁止すへきヒを主張せり同氏は終ゴ臨み養蠶家ゴ宜しく其養育せる種類の標本をナヨラン蠶業品陳列所ゴ送陳して其効用を研究せしめ且つ適切の種類撰別を爲さしむべきヒを勸告せり「ドクトル」トラリキン氏も亦全く之と意種の輸入播布の不可なる說き强制法を以て一切の蠶種を檢査所の檢査に附するに非さは之を救治し能はざることを論せり

蠶種問題ゴ關する會議決ハ左の如し

各地方に蠶業敎育を擴むること

第一　農業地に模範養蠶法を增加するの便ヲ與ふること

第二　衛生更及ひ飼料ゴ蠶種檢査法を授け之を利用して蠶種檢査所を增加すること

第三　有名の製種家の實際の需用に應して蠶種の製出を制限し及ひ徐々に蠶種の輸出問題を一定するか爲め組合を設くること

第四　粗惡蠶種の撒布を減するの法を設け製種家の保証に係る種製蠶種の外輸入を許さゝること

第五　次ゴピンコリ氏の發說に依り左の議決を爲す

第一　農業家は桑の栽植ヒ維持すべきヒ并に桑の善良なる野生種若くハ培養種ヒ農業家ゴ敎示すること

第二　桑葉改良法及ひ桑病治療法を普及する爲め通俗の雜誌を刊行配布ふること

第三　「ビトリッオ」「ヤアンビス」等の如き一切の流行病ヒして蕃殖せざらしめんか爲め大に注意して桑樹を撒する樣栽桑家に勸告すること

以上の議決は伊太利養蠶家の輿論を表白せるヒ止まり未たゞ之を實行するの方法を定めさるに非すヒ雖も已に養蠶家の輿論を以て此の如き議決を爲す以上は着々其實効を擧くるに至るべきハ豫め察知するに難からす然るに佛國ゴ於てハ蠶絲業奬勵案を以て未た足れりとせす農商務省ハ近頃更ゴ養蠶試驗所の擴張を說るか爲め二万法の費用を議院ゴ提出せり佛伊兩國の養蠶ヒ關する傾向斯の如し我か蠶絲家たる者豈ゴ傍觀すべきの時期ならんや

●蠶業奬勵法案の提出

衆議院議員鹽田奥造、安東九藤、立川雲平、鳥谷孫六郎、津田守彦、有友正襲、魚住邊治、植田清一郎の八氏か發議者となり渡邊洪基氏外百五十五名の賛成を得て議會に提出したりと云ふ其法案は

蠶業奬勵法

第一章　總則

第一條　蠶業の改良發達を奬勵する爲め左の方法を設く

一　蠶業講究所の設置

二　生絲の檢査

三　生絲直輸出の奬勵

第二章　蠶業講究所の設置

第二條　蠶業講究所は中央部及地方部の二とす

第三條　中央部蠶業講究所は東京に置き農商務大臣の管轄に屬し其監督を受く

第四條　地方部蠶業講究所は本章の規定に從ひ左の標準に據り北海道及各府縣より之を設け中央部蠶業講究所の管轄に屬し地方長官の監督を受く

養蠶者一萬戸未滿　一箇所

同　一萬戸以上二萬戸未滿　二箇所

同　二萬戸以上四萬戸未滿　三箇所

同　四萬戸以上六萬戸未滿　四箇所

同　六萬戸以上　五箇所

地方部蠶業講究所の位置は農商務大臣之を指定す

第五條　中央部蠶業講究所に於て處理すべき事務の概目左の如し

一　各地方部蠶業講究所を統轄し養蠶事業改良進歩の方法を講究し其普及と計畫を設する事

二　高等養蠶生徒を教育する事

三　養蠶の試驗桑樹の試培蠶具の改造及蠶業に關する新發明品の調査等を爲す事

四　原卵を製造し之を各地方部蠶業講究所に分付する事

五　各地方部蠶業講究所に於て製造したる原種の價格を定むる事

六　養蠶に關する諸報告を爲す事

第七條　中央部蠶業講究所に農商務大臣の諮問あるときは意見を陳述すへし

第八條　中央部蠶業講究所の事務員及教員の事務章程は農商務大臣之を定む

第九條　中央部蠶業講究所に評議會を設く評議會員は各地方部蠶業講究所長を以て之を充つ評議會々長の職務は中央部蠶業講究所の長之を行ふ

第十條　評議會の議事規則

一　評議會に於て議決すべき事件の概目左の如し

二　蠶卵種紙の撰擇

三　蠶生徒教育に關する諸規程

四　原種及蠶種の檢査法

其他中央部蠶業講究所の長に於て重要と認むる事件

本條養蠶生徒教育に關する諸規程は農商務大臣の認可を得て施行するものとす

第十一條　評議會は毎年一月之を開く其他中央部蠶業講究所に於て必要と認むるときは臨時會を開くものとす

第十二條　中央部蠶業講究所の經費は總て國庫より之が支辨を

第十三條　地方部蠶業講究所を設置するには先つ養蠶者に於て百戸以上組合を組織し地方廳を經由し農商務大臣の認可を受くへし

第十四條　地方部蠶業講究所に所長一人を置く所長は組合に於て之を公選し中央部蠶業講究所の承認を受くへし

第十五條　前條に定むるものゝ外地方部蠶業講究所の事務員及教員の員數並所長以下の俸給は各組合に於て之を定め中央部蠶業講究所の承認を受くへし

第十六條　地方蠶業講究所に於て處理すべき事務の概目左の如し

一　養蠶生徒を教育する事

二　中央部蠶業講究所より分付を受けさる原卵と以て原種を製造し之を蠶種製造人に賣與する事

其代價は中央部蠶業講究所の定むる所に依る

三　蠶蠶者の請求に依り原種及蠶種を檢査する事但檢査手數料は中央部蠶業講究所の承認を受け之を徵收するとを得

四　養蠶に關する諸報告を爲す事

其他中央部蠶業講究所の命令する事務を處理す

第十七條　各地方蠶業講究所に於ては必や蠶生徒二十人以上を教育すべし

第十八條　地方部蠶業講究所の經費は各一箇所より毎年國庫より金一千五百圓を下付す

第十九條　各地方部蠶業講究所は受け之を其地方部講究所に貯蓄し將來維持の準備に充つべきものとす

第三章　生糸の檢査

第二十條　生絲檢査所は横濱及神戸に於て各一箇所を置く

第二十一條　生絲檢査所は農商務大臣の指揮に隨し生絲の檢査を行ふ所とす

第二十二條　生絲檢査所の事務員及技術員の員數並俸給は勅令を以て之を定む

第二十三條　生絲檢査所の事務章程及檢査規則は農商務大臣之を定む

第二十四條　生絲を賣買する者は何人と問はず生絲檢査所に手數料を納めて其檢査を受くることを得但內國人に限り手數料を徵收せず

第二十五條　器械製生絲製折返製の生絲にして登錄商標を貼用するもの一箇年二十捆（九貫目を以て一捆とす）以上を製造し生絲檢査所の檢査に合格するときは左の區別に依て其製造人に奬勵金を付與す但合格程度は農商務大臣之を定む

一等　金五圓　二等　金四圓　三等　金三圓

第二十六條　奬勵金を受けんとする者は豫め器械は登錄蠶製折返は揚蠶數及一箇年生絲製造高の豫算を記載し地方廳の調印を受け商標を添へ生絲檢査所に報告すへし但其報告をなさゝる者及報告額に

超過する分は奬勵金を受くることを得ず

第二十七條　奬勵賜金の所爲と以て奬勵金を受けんとし又は之を受けたる者或其共謀者くは教唆したる者は獨逸金を受くるの權利を失ふものとす

第四章　生絲直輸出の奬勵

第二十八條　生絲直輸出を奬勵する爲め國庫は百五十萬圓を限り實際の需要に應し無利子にて横濱正金銀行に交付す

第二十九條　横濱正金銀行は前條の金員と米國紐育及佛國里昂兩支店に回送し之を運用すへし兩支店は日本人にして本邦生絲を直輸販賣する者に限り其請求に應し年百分の五の利子を以て之を貸付するもの但外國人も担保を共通する者は此限にあらず

第三十條　貸付金を請はんとする生絲直輸販賣者は豫め身元保証金を横濱正金銀行に差出すへし

第三十一條　貸付金は其借受人の差出したる身元保證金の十倍を越過すること得ず

第三十二條　貸付金より生ずる利子は其五分の二を横濱正金銀行に下付し殖産興業費に資先蚕産損害の補償準備として積立てしむ

第三十三條　荷主の委托に依り生絲直輸を業とする者貸付金を借用したるときは荷主に對して年百分の五以上の利子を要求することを得ず

第三十四條　本章に規定するものゝ外貸付及其監督は關する規則は農商務大臣大藏大臣と協議して之を定む

第三十五條　虛偽陽詐の所爲を以て貸付金を借用せんとし又は之を借用したる者或其共謀者くは教唆したる者は兩後貸付金を借用するの權利を失ふものとす

附前　此法律は明治二十五年度　月　日より向ふ六箇年間之を施行す

第三十六條　此法律施行に關する細則は農商務大臣之を定む

第三十七條　此法律施行に關する細則は農商務大臣之を定む

●管野平右衛門氏の桑葉雨濕乾燥器械　東北蠶業家の領袖として稱揚せらるゝ本會幹成會員管野平右衛門氏は桑葉の爲桑葉濕潤得難く失敗を招くの恐あるを憂ひ之か乾燥器械を發明されたり其詳明は左に

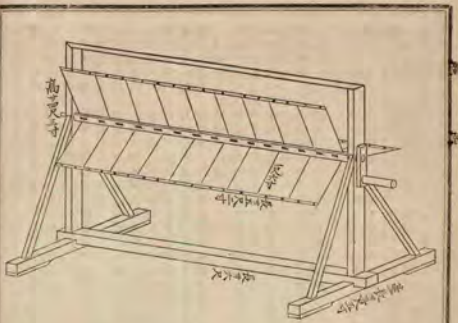

蠶家の從來苦患困難に堪へざる者は連日降雨にして搬入の桑葉に欠乏を來さゞ之れか爲め病蠶を發見するとあり且の此困難に遭遇する時間の寒縁よ過ぐるより速は炎火力度を以てし又は一時に多量に桑葉を積み重ね以て熱度を起さしめたる等の手段は其害直接蠶見に被らざるも些熱の際に至り必すこれ等の爲め病蠶を發見するものなり左れは蠶蠶家は注意怠たらざるも多忙に紛雜し時々刻々の搬入の常備を失するとあり其時に際し前稼の困難を來たし活然として手を東ね驚死を淡つかゝ知らは未だ全くこれか器械準備なきに依るものなり余茲ゑ其器械を創造し試みに使用せしに果して其効用の咨しからざるに依り同蠶家の參考に供せんとす然れとも其構造の如きは未た創造にして使用の日尚浅きにあれは之れをして完全のものとせす雨湯排除に必用なるは風力に據らしむるにあるものなれは此器械に依て此上増補訂正專ら風力を增さしむる構造あらんとを依するにあり

此器械を使用するうは桑條の僅續葉なれは桑葉入れ其を四圍に囲ひ其上を覆て之を回轉風しを起さしめ水分を除去する手を得なりして一人一時間三尺廻の雨湯桑六

●蠶況如何　晴雨雲々天漢々、想明治廿五年の蠶況は如何、豐平厳平胎登平、客月下旬より本月上滑に渉る迄日寒暑針易しく下降し髮髴の如き山頂に俄に老て鮫又陰、既に東北の或地方は塗雪衝マ埋り尺許に達せりと、此時蠶期恰も孵化の機能を止め眠に就かゝ未だ此眠害に罹る稀なるへしと雖もの其發育の進路を妨けらる故に是より敢蟻の或ハ暖きもの此眠害を免れ一般の發早きも或ハ遅れて未だ上蔟の爲大に伸暢を遂き却て剛硬の傾きあり從來各地の報道西より來るもの概吉少く兒多し然れ之到底昨年の豐作は本年に望むへからず今後大に注意ゞ厚ふし甚しき失敗の憂ふ陥らざらんとを基に各地蠶業の概況を摘載して參考に資す

●福島縣　去る十八日發の報に據れハ伊達郡梁川地方は蠶に眠起して近村糸場は一眠起位何れも未だ出蔟なれは早生桑葉貴し昨年より二三割高直なり蠶具の需用も多く二三割高し二本松地方ハ二眠桑を付在り中より桑葉は繁茂旨しく相場高からざれとも蠶種掃立枚數多けれは四眠後に至らは需賞すへし

●群馬縣　園西群馬、片岡、那波、佐位、は普通本月二日孵蟻多卸雨部郡は三四日掃立たり掃立の當時は降雨多く春化齊一ならす降雨中初眠に就きしは者多少の害を蒙れり桑樹の發芽を例年に比し一週間遅く發芽前後に至り降雨あり氣候温暖に向へしを以て彼に伸長し風霜蝕害等なければ繁茂佳良耶歌の價一圓四拾錢乃至一圓七拾錢

●立葉中旬なり　西村山郡地方は本月十五六日掃立桑葉も郡合よく繁茂も米澤東置賜郡地方は廿一二日頃掃

●鮫川縣　江沼郡地方は七八日發生桑葉も相當に發育したり能州地方は桑葉の發育充川分なり　同方は養蠶家の困難一方なりしんと云ふ

●熊本縣　本月五六日掃立桑葉は前年非常に高價なりし爲人多く桑苗を培養　至せしに拘ら價安春蒸風の爲障害されるとも養蠶家の增加したるより欠乏を告け來りたれ

●鹿兒島縣　所教師石塚萬之介の報に據れハ講習所に於て之四月廿一二の兩日ふ收蠶に從ひ

●鹿兒島縣　蠶糸講習所に於て活潑なり飼育に至り降雨不足なりしも間業後頗る伸暢し頗る組繭となれり収獲内例年の三

●鳥取縣　蠶兒の發育は大に宜しく桑葉は破芽甚遅のりしも間業後頗る伸暢し頗る組繭となれり収獲内例年の三

●鳥取縣　大阪郡にて本年時候不順にして養蠶に適せすして掃立の枚數を減ったり其上他郡の許多を慮り桑葉の騰貴を見込み養蠶を至て老齢ゑ至れり桑葉ハ二東三文の安價ゑ至るへし

●佐賀縣　本縣の蠶兒ハ四月十七八日頃より廿七八頃まて發生せしもの多かりしが今日までの模樣にてハ可なりの作なるへし

●新潟縣　高田地方ハ蟻蠶の發生非常に惡しく豊作の見込なし北蒲原郡中條町飼養者一割餘も減しゐるを以て桑葉ハ意外よ廉く一貫匁七錢五厘位なり四眠後よ至れハ五六錢の安直を呈すへしと

●滋賀縣　本月十九日發の報に據れは坂田東淺井伊香各郡に於ける蠶況早きは三眠次くは二眠前後犬上郡は廿二日には大抵二眠に就き居るも桑葉は一貫匁拾五六錢なきとも三眠頃よ至らは隨分下落すへし各地共に今分の處ては相應の收穫あるへしと

●宮崎縣　本月十日付の報に全地方は三眠起桑葉の發芽案外に宜しく雨天多きにも拘らす蠶兒の生育宜しけれハ充分の好果を結ふならんと

●福井縣　小濱地方の桑葉は平年より十日間餘も遲れたり然るに蠶兒は去月中旬の氣候暴かよ暖氣を催せし爲蠶種貯藏方の不注意の向ハ桑葉に先ち發生せり其後氣候不順發育宜しからす遠敷郡桑價ハ一貫匁七錢五厘より八錢五厘位なりと

●神奈川縣　西多摩北多摩郡地方ハ目下三眠起にて發育宜し發葉の發芽も別に平等よ異なることなし高座大住三浦淘綾等の諸郡は四月廿二三日頃より本月五六日に終る蠶兒の發育思はしからす桑樹ハ氣候寒冷の爲發芽遲く之に加ふるに客年九月暴風の損傷を受け枝梢の枯死せしもの少からす殊よ害蟲の發生せし處もありと云ふ

●岐阜縣　飛彈國益田郡ハ本月六七日大野吉城南部は十七八日の掃立なり桑葉は例年霜害を被むるも本年此害を免れ生育頗る宜し美濃國地方は昨年の雹災の爲平年よ比それハ通して三分方の減少ならん蠶兒の狀況は氣候温潤にて往々病蠶を生し到底良果を望むへからす桑葉ハ三十五六貫匁笠松地方は去月廿二三日頃に發生したるものハ桑葉の發芽せさるを以て悉皆河中に投棄せりと

●茨城縣　西茨城郡新治郡地方は客月の暖氣に誘れ多少蠶兒の發生せしものありしも大抵掃き捨去る廿五六日に至り掃立たりと

●青森縣　同地方は氣候不順の爲大に遲延し本月廿一二日頃に收蟻せし由

●岩手縣　前仝斷

●大分縣　本縣の桑葉は昨年暴風の爲平年に比して概一割五分乃至二割を減少す然るよ本年は著しき增加なるを以て四眠期に至れハ大に桑葉の不足を訴ふへしと

●岡山縣　備中地方ハ先月下旬暖氣の爲蠶兒發生し桑葉の發芽と伴はさりしか其後追々生育宜しく蠶兒も此儘にして成行かは先つ並作なるへし

●鳥取縣　去る十五日の報よ據れは初眠前後にて桑葉の發芽例年に同し

●兵庫縣　出石養父兩郡等は異狀なし二方郡は發生他に比して後れ桑葉の發芽も一般に遲れ飼育上困難なりと

●靜岡縣　駿東郡南部は蠶兒の發育可なり偶智郡は生育區々なり長上郡は數日の霖雨の爲不揃を來し中ふは蠶兒を打棄る向もなり故に桑葉も意外に下落し昨今一圓に付廿五六匁なりと又伊豆狩野川沿岸の桑樹は此頃頻に立枯となれり城東郡は昨年桑葉騰貴の爲非常の失敗を蒙り大に養蠶家の數を減したるを以て本年は桑葉甚廉に一貫匁四五錢位なるか四眠後に至れは三四錢に至るへしと

●長崎縣　同地方は桑葉の發芽後れたれとも養蠶家の注意せしと以て蠶兒の發生も十數日遲れ格別の影響を蒙らす然れとも目下四眠起まて生育頗る宜し本月下旬には大抵上簇すへし然れとも昨年よ比すれは貳割程の養蠶家の數を增しされは上簇期節に至らハ桑葉の拂底を感するならん

●千葉縣　上總東金地方ハ昨年まては桑葉一駄（三十六貫匁）六十錢の安直なりしか本年ハ何れも二三割方飼育者を增加し目下一圓五拾錢の高きに騰りしと蠶兒え健全なりと

●山梨縣　本月十日付の報に據れは早きハ二眠遲きて一眠なるか雨天の爲蠶兒の發育惡しく好結果を望むへからすと桑葉は降雨の爲大よ硬きに過るの嫌あり代價一貫六百匁よ付拾三四錢にして平年より四五錢廉なりと

●和歌山縣　四月三十日頃掃立ゐり雨天多く養蠶家は大に心配し居ると

●長野縣　氣候不順の爲例年に比し蠶兒の孵化十日許後れたり

●埼玉縣　早掃立の蠶兒ハ雨天勝よて快晴の日と雖も蒸し熱さと以て一般乾燥不充分種々の病蠶を生せり

●三重縣　本月二日の報よ據れは鈴鹿地方は昨今掃立桑葉の發芽充分ならす其價一貫匁に就き一圓貳拾錢位なり其後桑名郡地方ハ時候の不順を氣擣へ結果の面白からぬと慮り養蠶に手を引きしもの多く桑葉ハ案外よ下落し一貫目六錢內外なりと

●愛知縣　本月九日付の報に據れハ大山地方は初眠渥美知多郡ハ初眠中此地方は霖雨に遭遇したるを以て濕桑を給せしものあり上簇期に至れは必す病蠶を生すへしと

●京都府　丹後中郡地方は氣候不順の爲發生大に後れたり與謝郡は三眠起三四日なるか除り蠶況思ゐからす桑樹に尺蠖等大よ發生したりと又山城高等養蠶傳習所教師柿沼平吉氏の報よ據れは常傳習所にては先月廿六日廿八日又昔及小石丸蟻量十二匁分掃立たる蠶兒は頗る健康活潑なりと

本會記事

◎第一回大集會要錄

四月十七日東京赤阪溜池日本農會々堂に於て大集會を開設せしよ午前十時より名譽會員信田正名同親愛治氏を始め賛成會員岡野知莊丸

由孝一郎岡殼綾木喜三佐々木忠二郎横井時敬高橋信貞松永伍作等の諸氏其他特別會員等百數拾名來集し特別會員小畑岩次郎氏該會設置趣旨及其經歷を演へ繼て岡野知荘綾木喜三佐々木忠二郎河瀬秀治前田正名氏等の祝詞演説等ありて午後二時よりは會議を開き横井氏を議長とし小畑氏說明員と爲り該會の規則中の改正を爲し更に評議員六名を設き當分の內會頭副會頭は置かす幹事并評議員に於て事務を整理することゝ爲し最後に役員を撰擧して午後六時散會せり其撰擧せられたる役員は左の如し

幹事　小畑岩次郎　吉池慶正　御法川直三郎

評議員　星野長太郎　岡野知荘　岡　毅　横井時敬　綾木喜三　佐々木忠二郎（イロハ順）

◎本會寄附金及物品目錄

一金拾圓也　名譽會員　田中芳男　一金拾錢也　同　吉池慶正

一金拾圓也　特別會員　小畑岩次郎　一蠶種秘論（伊東又十郎著）　同　伊東又十郎

一金拾圓也　同　法川直三郎　一蠶種實驗標本　同　齋藤德三郎

◎會員諸件

◎名譽會員（イロハ順）

長谷部長連　谷森眞男　藤嶋正健　佐和正　顯義臣

西村亮吉　中野健明　籠手田安定　北垣國道

時間田捻　船越衛　淺田德則　周布公平

◎贊成會員

群馬　佐藤國太郎　福島　岡野知荘　同　山口千代作

◎特別會員

京都　園田國三郎　同　三宅峯吉　同　阿部龜十郎　大阪　小川眞之助　神奈川　山根牧太　同　金井五代之助　同　志茂芳候　新潟　吉田遊次郎

千葉　佐々木嘆市　同　渡邊長七　茨城　廣江惡平　同　釋部滄　栃木　永島禮七　埼玉　秩原奎衛　同　澁井國平　群馬　桑嶋留吉

群馬　深越清三郎　同　泰石盤彌　愛知　淺急一雄　靜岡　佐藤長郎　山梨　保坂宏吉　同　青木寛　同　河合菊次郎　長野　河西大爾

長野　下村青次郎　仝　小山鶴太郎　同　宮入善吉　福島　阿久津衣　同　桑日倉三郎　同　大竹作之助　宮城　高橋武雄　同　千葉力　岩手　良野道四郎

岩手　富永眞太郎　同　國分美三　富山　中田正治　同　富岡安之　和歌山　野口興太郎　福岡　村上傑之　同　松田小吉　熊本　青木三次郎

◎通常會員

東京　高橋善　同　金丸國次郎　同　加藤木田太郎　京都　安倉貞三郎　同　古川縣雄　同　志賀杉治　神奈川　島田長吉

兵庫　日下甚之助　栃木　細田幸三　同　關根學次郎　同　金子幸三　滋賀　宍藤信吉　同　新井常松　岐阜　中野俊太郎

長野　根津稲三郎　同　鶴見隆治郎　同　中村美壽彌　新潟　高見澤義　同　鳥橋乾吉　福島　大槻太郎　同　齊藤彦次郎

福島　長谷川常次郎　同　田中篤五郎　宮城　手塚虎治　岩手　八木秀太郎　同　中原作太郎　福井　山木雄　廣島　菅波寛之助

愛媛　菅尾吉郎　大分　平塩松吉　鹿兒嶋　上村周助

通常會員より特別會員に轉せしもの

廣島　山口貫

明治廿五年五月廿七日印刷

仝　廿八日出版

發行兼編輯人　吉池慶正
東京北豐島郡瀧ノ川村元西ヶ原千百廿三番地

印刷人　三浦喜久治
東京市神田區佐久間町三丁目二十三番地

發行所　大日本蠶絲會
東京北豐島郡瀧ノ川村元西ヶ原千百廿三番地